

下関市立市民病院
食堂運営及び自動販売機設置業務
要求仕様書

平成30年12月

下関市立市民病院

目次

＜共通事項＞	頁
1 病院の概要.....	1
2 貸付物件・用途.....	1
3 月額賃料.....	1
4 必要経費等の負担.....	2
5 損害賠償等.....	2
6 原状回復.....	2
7 禁止事項等.....	3
8 運営にあたっての留意事項.....	3
＜食堂＞	
1 設備条件等.....	4
2 営業に係る諸条件.....	4
3 店舗準備期間	5
＜自動販売機＞	
1 設備条件等.....	6
2 営業に係る諸条件.....	6

下関市立市民病院食堂運営及び自動販売機設置業務要求仕様書

下関市立市民病院の食堂運営及び自動販売機（以下「店舗」という。）設置において、必要な事項を定める。

<共通事項>

1 病院の概要

診療時間	9：00～17：00
休診日	土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
外来患者数	134,111人/年 平均549人/日（平成29年度）
入院患者数	102,427人/年 平均280人/日（平成29年度）
職員数	約850名（病院職員及び委託職員等を含む）
診療科	内科、血液内科、腎臓内科、糖尿病内分泌代謝内科、リウマチ膠原病内科、アレルギー科、緩和ケア内科、ペインクリニック内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、神経内科、精神科、小児科、外科、消化器外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、整形外科、リハビリテーション科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、乳腺外科、救急科、病理診断科、歯科、歯科口腔外科、救命センター（ICU）、透析センター、化学療法センター

2 貸付物件・用途

(1) 貸付場所

下関市向洋町一丁目13番1号

下関市立市民病院 1階 ※別添平面図（別紙2-1、別紙2-2）を参照。

(2) 用途

店舗の設置・運営

(3) 面積

①食堂：約187.23㎡（外来食堂64.35㎡、職員食堂54.54㎡、厨房42.9㎡、倉庫8.19㎡、トイレ洗面3.57㎡、更衣室5.70㎡、廊下7.98㎡）

②自動販売機：約4.0㎡

3 月額賃料

貸付物件の月額賃料について提案すること。また、病院が設定する月額最低賃料以上は確保し、賃料設定の考え方（固定賃料型、売上歩合型又は固定賃料＋売上歩合型等）を提示すること。なお、賃料は食堂部分と自動販売機部分をそれぞれ提案すること。

(1) 月額最低賃料（税込）

①食堂：月額96,000円以上

②自動販売機：月額3,000円以上

(2) その他

ア 月額賃料の支払方法及び納入時期は病院との協議の上、決定する。

イ 契約期間中に消費税率の改定等があった場合には、月額賃料の見直しに関する協議を行うこと。

4 必要経費等の負担

次に掲げる費用は、全て事業者の負担とする。

- (1) 店舗に係る施設・設備整備費及び什器備品等の購入費
- (2) 店舗に係る光熱水費、電話設置費及び電話代（内線電話の使用料は無料）
- (3) 店舗から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の保管、搬出及び処分費
- (4) 店舗内の床、排水設備及び排気設備の清掃及び害虫駆除に係る費用
- (5) 利用者による設備汚損、破損に対する対応経費
- (6) 店舗の運営に当たり病院又は利用者に損害を与えた場合は、その損害回復及び賠償経費
- (7) 店舗に係るセキュリティー費用
- (8) 契約終了に伴う原状回復に係る費用
- (9) その他店舗運営に関する一切の経費

5 損害賠償等

- (1) 事業者は、その責めに帰すべき理由により、使用物件及び病院施設の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこととする。ただし、事業者の負担により原状に回復した場合は、この限りではない。
- (2) 前号に定める場合のほか、事業者は、本要求仕様書に定める義務を履行しないため病院に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として病院に支払うものとする。
- (3) 店舗運営によって第三者に生じた事故が、病院の責めに帰さない事由による場合は事業者がこれを補償する。
- (4) 地震等の災害により、店舗区画の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、その責任区分に応じ、当病院又は事業者が速やかな復旧に努めることとし、復旧に係る経費は、責任区分によって復旧に当たった者の負担とする。
- (5) 利用者とのトラブル等は、迅速かつ誠実に対応し、速やかに病院に報告すること。なお、病院の責めに帰すことが明らかな場合を除き、店舗に関わる盗難事故や破損事故等に関しては一切の責任を負わない。

6 原状回復

契約期間満了までに、事業者の負担において貸付物件を原状回復すること。ただし、店舗の内装や設備の整備等原状に回復することが困難な場合又は原状回復することで病院運営上支障をきたすと認められる場合には、別途協議する。

7 禁止事項等

- (1) 貸付物件を最善の注意を持って維持管理を行い、貸付物件を店舗以外の用途に供してはならない。
- (2) 貸付物件を第三者に使用、又は転貸してはならない。
- (3) 当院建物及び敷地内は、全面禁煙とする。
- (4) 業務従事者等が、当院の駐車場を使用することは出来ないものとする。

8 運営にあたっての留意事項

- (1) 食品衛生法、病院管理上の諸規則その他法令などを遵守すること。
- (2) 業務従事者は、清潔感のある服装（名札は必ず付し、ユニホーム着用が望ましい）で業務に当たるとともに、利用者に対しては、親切丁寧な接遇に努めること。また事業者は、これを遂行するため、積極的に接遇研修の実施に努めること。
- (3) 個人情報保護及び守秘義務を遵守すること。
- (4) 商品及びサービス等について改善すべき事由が生じた場合には、病院と協議し速やかに必要な措置を講じること。
- (5) 店舗及びその周辺の整理整頓を心がけ、周囲の清潔の保持に努め、病院の美観、衛生環境を損なわないようにすること。
- (6) 毎月、店舗に係る前月分の売上実績額等、病院が求める定期報告を行うこと。
- (7) 店舗内には、事業者や提供商品と関係のない広告を掲示しないこと。
- (8) 店舗に関する問い合わせ、苦情等については、事業者の責任において、誠意をもって対応し、必要に応じて、その内容及び対応の状況を遅滞なく病院に報告すること。
- (9) 電気設備点検等のため、事前に連絡の上、停電作業を実施する場合がありますので、その際は病院の指示に従うこと。
- (10) 店舗運営に関し、病院が事業者との協議を求めた場合には、速やかに対応すること。
- (11) その他、本要求仕様書に定めのない事項については、病院と事業者が協議の上、決定するものとする。

〈食堂〉

食堂運営に必要な事項等を定める。

1 設備条件等

(1) 電気設備

- ① 動力：1次側配線 60 mm²
- ② 電力：1次側配線 22 mm²
- ③ 電力量計：既設メーター有（容量に合わせてメーターを病院側で取替え）
- ④ 照明：既設有

(2) 弱電設備

- ① 電話回線：アナログ内線 2 回路、外線 1 回路
- ② 放送設備：既設有

(3) 給排水設備

- ① 給排水：既設給湯管引込有、既設手洗い場有（2 箇所）
- ② 消防設備：既設スプリンクラー有

(4) ガス設備

- ① 都市ガス：既設配管有

(5) 空調設備

- ① ファンコイル：既設 7 台（院内制御）
- ② 送・排風気：厨房内送風 2.2kw、厨房内排風 2.2kw、食堂内送風 0.75kw

(6) 厨房設備・機器等

- ① 「厨房設備・機器一覧表」（別紙 3）に記載された設備等は無償貸与するものとし、故障等による修理及び機器の更新が発生した場合の費用負担（対応方法）について、提案すること。
- ② 「厨房設備・機器一覧表」（別紙 3）に記載されたもの以外（食器類等の消耗品を含む）は、事業者が用意すること。
- ③ 新たに厨房設備又は機器等を設置する場合、その費用は事業者負担で行うこと。

2 営業に係る諸条件

次の各項目について、提案すること。

(1) 営業開始予定日

2019 年 5 月 1 日を開店期限とする。ただし、可能な限り早い時期を提案すること。

(2) 設置場所

配置図（別紙 2-1）及び食堂平面図（別紙 2-2）を参照。

(3) 営業日及び営業時間

営業日：提案とする。平日及び土日祝祭日の当院救急当番日並びに当院がイベントを開催する日は営業を行うこと。

営業時間：8:30 から 15:00 までの営業時間を確保した上で、営業時間を提案すること。

(4) イメージ図

イメージ図及びレイアウト平面図を提案すること。店舗内はバリアフリーを基本とし、障害者、車椅子使用者等へ配慮したものであること。

(5) メニュー及び価格設定等

- ① 提供メニュー及び価格設定について提案すること。なお、提供メニューは病院内の食堂として相応しい内容とし、食堂運営中は常に利用者のニーズに沿ったサービスの提供に努めること。
- ② 提供メニューについて、熱量及びたんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量を表示すること。
- ③ 酒類その他療養に適さないものの販売提供は行わないこと。

(6) 付加的サービス

次に掲げる付加的サービスの提供が可能であること。

- ① 職員へは職員割引価格で提供すること。
- ② 病院内の出前（配達）に対応すること。
- ③ 人間ドック受診者（日帰りドック：昼1食、1泊ドック：昼2食）への食事提供に対応すること。
- ④ 売掛に対応出来ること。また、その実施方法について提案すること。
- ⑤ キャッシュレスに対応出来ることが望ましい。なお、対応可能な場合はその実施方法について提案すること。
- ⑥ 高齢者や車イス患者等への配慮や取り組みについて提案すること。
- ⑦ サービス向上を図るための独自の取り組みやアピールポイント等があれば、提案すること。

(7) 運営体制等

① 緊急時及び苦情等への対処方法

緊急時及び苦情等への対処方法について、提案すること。事故や犯罪若しくはこれらに準じる事態が発生した場合には、利用者への影響回避を最優先として適切に対処し、発生した事項、その原因、影響範囲及び対処方法等を病院に報告すること。また、病院への連絡・報告体制等を予め書面により届けること。

② 衛生管理及び感染防止対策、廃棄物の処理方法

衛生管理及び感染防止対策、廃棄物の処理方法について、提案すること。

ア 自主的に食品細菌検査を実施する等、常に衛生管理を徹底し、事故防止に努めること。

イ 業務従事者に対しては、定期的に健康診断を実施するとともに、院内感染防止対策を講じて作業を行うこと。万が一、業務従事者が感染症等に感染した場合には、即時に病院に報告の上、当該業務従事者への措置及び他者に感染が拡大することがないように迅速に対策を講じること。

ウ 衛生面での教育に重点を置き、業務従事者だけでなく、商品搬出入者への衛生教育も徹底すること。なお、これらの措置にかかる費用は事業者の負担とする。

エ 清掃及び廃棄物の回収・処理方法等について、提示すること。ただし、時間及び回収経路等については病院と協議の上、決定すること。

3 店舗準備期間

内装工事等を行う場合、店舗営業開始までの間の対応について記載すること。

<自動販売機>

自動販売機の設置・運営に必要な事項等を定める。

1 設備条件等

(1) 電気設備

- ① 電力：ELB 30A 1回路、ELB 20A 1回路

2 営業に係る諸条件

(1) 販売開始予定日

2019年5月1日。※予定日より早く営業開始することは可。

(2) 設置場所

病院の指定する場所とし、設置台数は4台を上限とする。

配置図（別紙2-1）及び食堂平面図（別紙2-2）を参照。

(3) 提供商品等

提供商品について、提案すること。なお、提供商品は病院内の自動販売機として相応しい商品であれば、飲料に限定するものではない。

(4) 運営体制等

機器の故障時又は苦情等への対処方法及び病院への連絡・報告体制等について、提示すること。

(5) その他

- ① 設置する機器は、災害時対応ベンダーや社会貢献型自動販売機等も考慮すること。
- ② 設置する機器は、車椅子や松葉杖の患者、高齢者及び障害者等が操作しやすいものであるよう配慮すること。
- ③ サービス向上のための独自の取組みやアピールポイント等があれば、提案すること。